

印旛利根川水防事務組合公告式条例

昭和 39 年 6 月 12 日

印利水条例第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 16 条の規定により印旛利根川水防事務組合の公告式に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例又は規則の公布)

第 2 条 条例又は規則を公布しようとするときは、公布の旨及び年月日を記載しその末尾に管理者が署名しなければならない。

2 条例又は規則の公布は、本組合事務所前の掲示板及び本組合を組織する地方公共団体の庁舎前の掲示板に掲示する。

(規程等の公表)

第 3 条 規則以外の管理者の定める規程等を公表しようとするときは、公布又は公表の旨、年月日及び管理者名を記載して管理者印を押印しなければならない。

2 前条第 2 項の規定は、前項の規程等について準用する。

(その他の公表)

第 4 条 前条の規定は、管理者以外の本組合の機関が定める規則及び規程等並びに条例、規則及び規程等以外のもので公表を要するものについて準用する。

(施行期日の指定)

第 5 条 規則若しくは規程は、当該規則又は規程をもって特に施行期日を定めることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 19 年 2 月 1 日印利水条例第 8 号）

この条例は、公布の日から施行する。